

## 令和8年度寒河江市地方就職支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び定住の促進を図るため、山形県地方就職学生支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、予算の範囲内において、山形県（以下「県」という。）及び寒河江市（以下「市」という。）が共同して地方就職支援金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象者)

第2条 地方就職支援金の交付の対象者は、実施要領第5（1）地方就職支援金の支給に定める要件を満たす者とする。この場合において、当該要件中「移住先の市町村」及び「市町村」とあるのは、「市」と読み替えるものとする。

### (申請の方法)

第3条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、毎年度4月1日から2月末日までの間に、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市地方就職支援金交付申請書（様式第1号）に実施要領第5（1）③に定める書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、規則第14条に規定する実績報告とみなす。

### (地方就職支援金の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、規則第8条の規定にかかわらず、寒河江市地方就職支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 交通費については最大11,900円の地方就職支援金を一括で交付するも

のとする。移転費については最大 81,500 円の地方就職支援金を支給する。

- 3 市長は、前項の規定により地方就職支援金の交付決定を行った場合は、規則第 15 条の規定による額の確定を行ったものとみなす。

(報告及び調査)

第 5 条 市長は、山形県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要に応じて山形県地方就職学生支援事業に関する報告を求め、立入調査を行うものとする。

(地方就職支援金の返還)

第 6 条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該交付を受けた者に対し地方就職支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により地方就職支援金の交付を受けたとき。
- (2) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から 1 年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき。
- (3) 在学中に交通費を申請する場合で申請日から 1 年以内に市に転入しなかつたとき(ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。)
- (4) 就業開始日から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞したとき(ただし、退職日から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)
- (5) 市への申請日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から 1 年以内に市から転出したとき。
- (6) 正当な理由なく、前条に規定する報告及び調査に応じなかったとき。

- 2 前項の規定により、市長から地方就職支援金の返還を請求された者は、市長の定める日まで返還しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。